

【別添 2】

新型コロナウイルス感染症 感染予防 弓道大会開催にあたっての注意事項

1 大会全般について

- (1) 開会式・閉会式は行わず、入賞者の表彰のみとする。
優勝杯等については、前年度優勝校が競技開始前に事前に本部へ返還すること。
- (2) 大会に参加できるのは、監督・引率責任者・選手（登録選手）・競技役員・競技補助役員のみとし、選手・補助役員以外の生徒、監督・引率責任者以外の教職員、保護者、卒業生等は来場できない。
- (3) すべての大会参加者はマスクを着用し、事前に検温・健康チェック等をすませしておくこと。
- (4) 受付において、入場者に対して検温を行い、発熱等の症状が見られる場合には入場を制限する場合もある。また、受付にはパーティション等を作成する。

2 大会参加について

- (1) 引率責任者は、大会期間全ての日程においてチェックリスト「別添 1 大会参加チェックリスト」を競技開始前に受付へ提出すること。チェックリストに×印がひとつでもつく場合は大会に参加することができない。※大会要項にも明記済み。
- (2) その他の注意喚起について
 - ア. 十分な距離の確保を行う。少なくとも 2 m の距離を空けることが適当である。
 - イ. 弓具およびタオルなどの共用を避けること。
 - ウ. 飲食については、所定の控え場所以外で行わず、周囲の人と距離をとり対面を避けて飲食を行うこと。また、飲食中の会話や飲み回しなどの飲食物の共有を控えること。また、飲食に伴うゴミ等については各自で持ち帰ること。（会場内のゴミ箱は使用禁止とする。※自動販売機横のゴミ箱等も含めて）

3 競技会場について

- (1) 第 3 控を準備しない。（射場内の第 1 控および射場外の第 2 控のみとする。）
また、控えの椅子の間隔についても十分な距離を確保し、チームごとの間隔も空けて控えを準備する。
- (2) 巻藁練習場等の利用を禁止する（巻藁も準備を行わない）。
- (3) 射場内に設置してある窓・扉などについては開けたままにする。空気の流れが悪いようであれば、送風機を併用するなど換気に配慮する。

4 競技について

- (1) 原則として、射手の間隔 1.8 m 以上確保する。ただし、射場の構造上 2 m 確保できない場合は、射手の間隔を 1.6 m 以上あけるものとする。
- (2) 選手は第 2 控まではマスクを着用する。入場前にマスクを外してから行射する。ただし、マスクを外した後については発声を行わないこと。また、射場を退場した後はマスクを着用すること。

- (3) 原則として、入場口と退場口については別とする。ただし、射場の構造上、退場する選手と入場する選手が交錯する場合は、前立の退場が終わってから入場をする。
- (4) 発声による応援は行わない。ただし、拍手での応援は認める。
(今大会に限り手拍子も認めるものとする。)

5 競技運営・審判等について

- (1) 審判は業務に当たる際、マスクおよびマウスシールド、手袋等を着用し審判業務を行うものとする（マウスシールド・手袋等については運営にて準備する）。
- (2) 補助役員については手袋等を着用し業務に当たる。
- (3) 競技役員へのお弁当・飲料の配布等を行わない（食料費として別途支給する）。
- (4) 競技役員の中に感染対策係りを設置し、適宜消毒作業などを行う。

6 競技会場以外の大会会場について

(1) 観客席について

- ア. 座席がある場合は1席ごとに×印等の目印をつけて利用させない。また、立って応援を行う場合については、応援者の間隔を1m以上あけて応援するよう指示する。
- イ. マスクの着用を必須とし、必要最小限の会話以外を行わない。
- ウ. 観客席が狭く、上記の対応を行っても密を防ぐことが困難である場合には、観客席を封鎖する等の措置を講じる。

(2) 更衣室について

- ア. 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。また、可能な限り事前に更衣をすませて参加したり、競技終了後は更衣をせずに帰宅させる等の依頼をする。
- イ. 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手等）についてはこまめに消毒する。
- ウ. 換気扇を常に回す、換気用の窓を開けるなど十分な換気を行う。

(3) 選手控えについて

- ア. 地区ごとに利用場所を指定し、分散して控えを取るよう指示する。また、控え場所を多く確保し、三密を回避する。
- イ. 控え場所にアルコール消毒液を設置し、定期的な消毒をうながす。

(4) 手洗い場・トイレ等について

- ア. 手洗い場にはハンドソープを準備し、こまめな手洗いを掲示物等で喚起をうながす。
- イ. 手洗い場等には共用のタオルを設置しない。参加者へ手洗い後に手を拭くためのタオルの持参をうながす。また、手指を乾燥させる設備等については使用しないようにする。
- ウ. トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。

エ. トイレの蓋がある場合については、蓋を閉めて汚物を流すように指示する。

(5) 救護室について

ア. 緊急対応用の救護室を1室以上確保する。感染が疑わしい者についてはすぐに隔離し、他の参加者と接触がないようにするとともに、すぐに帰宅させる。